

基本的対処方針

〔平成 22 年 5 月 19 日〕
〔口蹄疫対策本部決定〕

政府は、口蹄疫の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、宮崎県において発生し、拡大しつつある口蹄疫についての対策を更に強化し、総力を挙げて取り組むため、次の措置を講ずることを決定する。

一. 口蹄疫のさらなる拡大を防止するため、移動制限や殺処分などの防疫措置について、徹底・充実させる。

特に、拡大防止に当たっては、消毒が最も重要であるという認識の下、消毒ポイントの増設や消毒の徹底を図るとともに、このための自衛隊の派遣・増員を可及的速やかに実施する。

二. 今回の発生地域は、畜産への依存度が極めて高い地域であることを踏まえ、発生農家や移動制限の影響を受ける農家の生活支援、経営再建・維持のための対策に万全を期することとし、その内容は、農林水産大臣が別途定める。

三. 地元自治体において徹底した対策を講ずることができるよう、地元自治体が負担することとなった経費について、特別交付税を措置するほか、国からの支

払金等の支出の迅速化を図る。

- 四. 農林水産副大臣を本部長とする現地対策本部を設置する。総理補佐官及び各省担当責任者が常駐し、地元の要望等を十分受け止めて国との連絡調整を迅速・的確に行う。